2026 年 8 月 31 日

総務部人事・総務グループ

シーヴイテック九州　女性活躍推進法　一般事業主行動計画

シーヴイテック九州では、多様な人材が十分に個性を発揮し活躍する事で、人・組織双方の成長と発展を目指してまいります。これまで以上に女性が安心して働ける環境・制度づくりを中心に取り組みを進め、各職場で活躍する女性を増やすため、以下の通り行動計画を定め推進致します。

1.計画期間

令和 8 年 9 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

①事務系職場における女性事技職（総合職）構成比率が 33.3%にとどまっており、女性従業員の活躍機会の拡大やキャリア形成及び職域拡大の更なる推進が必要。

②男女の育休、及び独自の休暇の取得率の維持・継続

3. 目標

①令和 12 年度(2030 年度)末までに事務系職場における女性事技職（総合職）構成比率を 33.3%から 50.0%へ引き上げる。

②令和 12 年度(2030 年度)まで、男女ともに育児休業または育児目的の独自休暇の取得率 100%を毎年維持・継続する。

4. 取組内容と実施時期

①令和 12 年度(2030 年度)末までに事務系職場における女性事技職（総合職）構成比率を 33.3%から 50.0%へ引き上げる。

【取組み 1】役職者・管理職への魅力付け施策

・令和 8 年 4 月～　管理職階層以下の評価・報酬制度等の見直し

【取組み 2】キャリアアップに向けた取組み

・令和 9 年～　キャリア教育・研修の推進奨励（年代別キャリアデザイン研修）

②令和 12 年度(2030 年度)まで、男女の育休、及び独自の休暇の取得率 100%を毎年維持・継続する

【取組み 1】継続：全社員へ漏れのない周知（社内ポータルへの掲載・上長への理解徹底）

【取組み 2】継続：取得対象者への個別フォロー（面談）

以上

CVTEC KYUSHU

シーヴイテック九州

2026 年 8 月 31 日

総務部人事・総務グループ

■各種関連データ

対象期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

データ集計時点：2026 年 3 月末時点

働きがいに関する実績（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）	
労働者に占める女性労働者の割合	（正社員）10.2%
係長級にある者に占める女性労働者の割合	14.2%（１人）（係長級全体（男女計）７人） ※ 出向者除く
管理職に占める女性労働者の割合	0.0%（０人）（管理職全体（男女計）７人） ※出向者除く
役員に占める女性の割合	0.0%（０人）（役員全体（男女計）４人）
男女別の職種又は雇用形態の転換実績	○職種転換実績 （一般事務職→事技職）男性：0人、女性：0人 （技能職→事技職）男性：0人、女性：0人 ○雇用形態転換実績 （派遣社員→正社員）男性：0人、女性：0人 （契約社員→正社員）男性：7人、女性：0人 （障がい者トライアル→正社員）男性：0人、女性：0人
男女別の再雇用又は中途採用の実績	○再雇用実績 男性：1人、女性：0人 ※ 有期社員含む ○中途採用実績 男性：2人、女性：0人
女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要	職種・雇用形態転換制度 正社員再雇用・中途採用制度 教育訓練・研修制度
男女の賃金の差異に関する実績	
男女の賃金の差異	（全労働者）68.9% （うち正規雇用労働者）65.3% （うち非正規雇用労働者）96.0% （注釈・説明） 賃金：基本給、各種手当、賞与・一時金の総計。 正規雇用（正社員）：出向者は当社から他社への出向者は含み、他社から当社への出向者は除く。 非正規雇用（有期雇用者）：契約社員・パートタイマー・定年後再雇用社員を含み、派遣社員は除く。 対象期間　2025年 4月 1日 ～ 2026年 3月 31日
働きやすさに関する実績（職業生活と家庭生活との両立に関する雇用環境の整備）	
男女の平均継続勤続年数の差異	（事技職）男性：6.3年、女性：7.3年　差異：1年 （技能職・特務職）男性：6.2年、女性：8.2年　差異：2年 （一般事務職）男性：-年、女性：9.8年　差異：-年
男女別の育児休業取得率	（正社員）男性：75%　女性：100% ※「育児休業をした男性労働者数」には妻出産・育児目的に限定した特別休暇を取得した人数を含む

CVTEC KYUSHU

シーヴイテック九州

雇用管理区分ごとの一月当たりの労働者の平均残業時間	（事技職）18.6時間 （技能職）19.3時間 （一般事務職）5.0時間
労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要	・フレックスタイム制度 ・在宅勤務・テレワーク ・短時間勤務制度 ・病気・不妊治療休暇 ・有給休暇の取得促進（ミニマム５、ミニマム１４、カットゼロ） ・法を上回る育児介護制度（子が２歳まで育児休業可、対象１人につき年10日まで介護休暇可。※上限20日　　など） ・本人の私傷病や家族についての看護・介護の休暇制度（通称”あんしん休暇”） ・不妊治療を目的とした休暇・休業・短時間勤務制度 ・育児目的休暇

以上

CVTEC KYUSHU
シーヴイテック九州